



埼玉県報

第513号
令和6年(2024年)
5月10日
金曜日

目次

告示

- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 南畑土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 元荒川土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- さいたま中央土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画下水道の変更の案の縦覧（下水道事業課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県告示第454号中訂正（河川環境課）

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約1,500,000部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指定する場所及び広報課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 小林 電話048-830-5780(直通) 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月1日(月)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月28日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月1日(月)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年7月1日(月)午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月10日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年5月16日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 1,500,000
copies per month

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, July 1, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, June 28, 2024

In Person: 10:00 am, Monday, July 1, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告示

埼玉県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP 共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コクミン 代表取締役 絹巻 秀展

大阪府大阪市住之江区粉浜西一―十二―四十八 外 計八十者

（変更後） 未定

ハ 変更年月日

令和六年二月二十九日 外

ニ 届出年月日

令和六年四月一日

二 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月十日から令和六年九月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間リバーサイド・ショッピングセンター

埼玉県入間市春日町一丁目八百二十四―一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 内田貴之

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

令和五年十一月二十七日

ニ 届出年月日

令和六年四月九日

二 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月十日から令和六年九月十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュートー飯能店

埼玉県飯能市柳町十六番の一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 内田貴之

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 内田貴之

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

令和五年十一月二十七日

ニ 届出年月日

令和六年四月九日

二 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月十日から令和六年九月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南畑土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	鈴木和弘	埼玉県富士見市大字東大久保五十七番地
同	細田英雄	同 大字上南畑七番地
同	嶋田弘毅	同 四百八十一番地の一
同	清水宏司	同 二百三番地
同	柳下卓哉	同 千百二十番地三
同	谷合章	同 三百四十六番地
同	中伸一	同 大字下南畑四十九番地
同	金子栄司	同 大字上南畑千三百六十番地
同	橋本幸雄	同 大字下南畑四百十七番地
同	武井良憲	同 大字南畑新田百十番地
同	榎本一男	同 大字上南畑二千三百三番地の一
監事	谷澤誠	同 大字南畑新田百八十八番地
同	吉原利行	同 同 四十番地の一
同	坂間道夫	同 大字下南畑四百六十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	鈴木和弘	埼玉県富士見市大字東大久保五十七番地
同	田中市郎	同 さいたま市中央区八王子二丁目一番十三号
同	野村春雄	同 富士見市大字上南畑四百八十八番地
同	金子秀夫	同 鶴瀬東二丁目十九番六―二百五号
同	上野泰宏	同 大字上南畑千百七十一番地
同	橋本和幸	同 大字下南畑三百八十九番地
同	松澤洋文	同 大字上南畑千二百二十三番地
同	加藤守	同 同 四百八番地の一
同	加藤良知	同 同 三百五十八番地の一

同	同	監事	同	同
吉原章	清水恒男	谷澤洋	吉原良幸	谷澤誠
好同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

大字南畑新田七番地四	大字上南畑二百三十番地	同 百五十三番地	同 七十三番地の二	大字南畑新田百八十八番地
------------	-------------	-------------	--------------	--------------

告示

埼玉県告示第五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

理事 本澤 秀一 埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千五百八十六番地

同 金子 信作 同 さいたま市岩槻区大字平林寺八百五十五番地

同 木村 博 同 同 大野島二百五十六番地

同 小林 勝一 同 同 野孫二百二十六番地

同 清水 清一 同 同 高曾根千五百三十番地

同 関根 正雄 同 春日部市増田新田三十八番地

同 渡辺 征男 同 越谷市大字恩間五百十九番地

同 高野 賢一 同 同 野島三百一番地

同 葛貫 武雄 同 同 西新井千百六十二番地

同 島村 孝 同 同 新川町二丁目四百二十七番地

監事 山口 恵司 同 蓮田市大字貝塚二十二番地一

同 宮寺 康男 同 同 さいたま市岩槻区大字高曾根千二百二十四番地

同 田嶋 芳雄 同 同 春日部市谷原新田千八百五十七番地六

同 白鳥 肇 同 同 越谷市谷中町二丁目三百十五番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事 竹内 昭一 埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地

同 金子 信作 同 同 さいたま市岩槻区大字平林寺八百五十五番地

同 金子 秀夫 同 同 同 増長百九十番地

同 駒崎 利雄 同 同 同 尾ヶ崎千九百十七番地

同 清水 清一 同 同 同 高曾根千五百三十番地

同 青柿 忠雄 同 同 同 春日部市薄谷二百七十三番地

同 川島 二六 同 同 同 越谷市大字大道二百五十八番地

同 高野 賢一 同 同 同 野島三百一番地

同	同	同	監事	同	同
中村富雄	田嶋芳雄	宮寺康男	山口恵司	島村孝	葛貫武雄
同	同	地	同	同	同
越谷市谷中町二丁目三百三十番地	春日部市谷原新田千八百五十七番地六		さいたま市岩槻区大字高曾根千二百二十四番	蓮田市大字貝塚二十二番地一	同 同 西新井千百六十二番地 新川町二丁目四百二十七番地

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月二日認可した。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

さいたま中央土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県さいたま市

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

坂戸都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年五月二十四日まで

告示

埼玉県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県坂戸市大字小沼の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部

都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年五月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

東松山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画部都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年五月二十四日まで

告示

埼玉県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

東松山市加美町及び松山町一丁目の各一部

比企郡吉見町大字大和田及び大字蚊斗谷の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

東松山市美原町二丁目及び美原町三丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画部都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年五月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

埼玉県坂戸市大字小沼の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課
及び鶴ヶ島市都市計画課

四 縦覧期間

令和六年五月十日から令和六年五月二十四日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年五月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和五年十一月二十八日

指令川建セ第〇五〇〇九〇号

二 検査済証番号

令和六年五月一日

川建セ第〇六〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字中熊井五百六番四、五百六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市につさい花みず木二丁目二十二番地十三 アヴェニール・Kロ―

一〇一号室

上 雅彦、上 さやか

正 誤

埼玉県告示第四百五十四号（令和六年四月二十三日第五百九号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

埼玉県ときがわ町大字玉川字宮ヶ谷戸四千二百八十九番

正

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字宮ヶ谷戸四千二百八十九番地先